

事業名 令和5年度 人材育成支援事業

【目 的】

会員企業の経営者・従業員等が、経営に必要な研修会・講習会（以下 研修会等）に参加した場合の費用の一部を補填することで、企業の積極的な人材育成の取り組みを促進する。

【補助対象】

経営者またはその従業員が経営に必要な研修会等（事業に必要な資格取得を目的としたセミナー等も含む）を受講した場合の受講料（企業が負担したもの）を補助対象とする。（研修会等を受講するための交通費・通信費・宿泊料・テキスト代・手数料等は除く）

研修会等は第三者が主催または講師を務める次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （１）国、県、大学又はこれに準じる機関が行う研修会
- （２）民間企業等が実施する研修会で村商工業振興に有益と認められるもの
- （３）その他の研修会等で商工会長が商工業振興に有益と認めるもの

＜対象とならにもの＞

- ・各種試験・資格・免許等の受験料、取得料、更新料、登録費用
- ・趣味や健康づくりのための研修会（海外旅行に行くための英会話研修、健康づくり教室など）
- ・グループ企業、取引先企業等が主催する研修会
- ・代理店の契約・取引の為におこなわれる研修会
- ・宗教、政治活動等に関わる研修会
- ・その他、村商工業振興に有益と認められないもの

【補助対象となる期間】

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに受講または実施することが確定し、費用の精算が済んでいるもの。

【補助率】

補助率 2/3（最大）

ただし補助金の交付額は、関係行政機関または豊丘村商工会本会の予算（人材開発支援事業費）の範囲内で公平に交付できるように分配する。

【補助申請の手続き】

（事前申請）

補助金の交付を受けようとする者は、「人材育成支援事業事前申請書（様式第1号）」に、関係書類を添えて事前（研修会等への参加前）に村商工会長に申請するものとする。

（実績報告）

実績報告は、「人材育成事業実績報告書（様式第2号）」に、関係書類を添えて当該研修会等終了後2か月以内に村商工会長に申請するものとする。ただし年度末に実施されるものは、同年度の2月末日を報告期限とする。

【補助額の確定】

当年度、補助対象と認められた全ての申請について、関係行政機関または豊丘村商工会本会の予算（人材開発支援事業費）の範囲内で公平に分配し、年度末に補助額を確定する。